

## 容器ごみの発生抑制と再使用の促進を求める意見書

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定された。その後、容器包装ごみを減少し、環境負荷を低減させるために、2006年に一部改正されたが、容器の再使用についての施策が不十分なことや相変わらずリサイクルにおける生産者の負担が少な過ぎるなどの課題を抱えたままの成立となった。

このため、容器ごみの排出量は「高どまり」のまま、環境によりリユース容器が激減する反面、リサイクルに適さない塩素系容器包装もいまだに使われている実態がある。

この法律の根本的な問題点は、リサイクルを行う中で、最もお金のかかる分別収集・選別保管を自治体がすることになっているため、容器包装材を選ぶ事業者に「ごみの排出量を減らそう」、「環境負荷の少ない容器を使おう」と働きかけることができないことである。また、容器包装ごみを減らそうと努力している市民にも、税金という形で強制的に多額の容器ごみの処理費用を負担させるという大変な不公平をもたらしていることである。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源のむだ遣いによる環境負荷を減らすことが求められている。レジ袋などについては、アジアの国々でも無償配布禁止の法制化や課税などの国レベルでの対策がとられている。

我が国においても、一日も早く持続可能な社会への転換を果たすため、速やかなる対策を講じる必要がある。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項を要望するものである。

### 記

- 1 容器ごみの減量に結びつく経済ルールを確立するため、容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方を検討すること。
- 2 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、以下のような課題への対応について検討すること。
  - (1) レジ袋などの使い捨て容器の発生を抑制すること。
  - (2) リユース容器の普及を促すこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子